

保険会社の契約者配当及び協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表九 平十二・四・一以後終了事業年度分

I 保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

		円		円		
損 金 算 入 額 等 の 計 算	相互 会 社 の 場 合	契約者配当の額	1	剰 余 金 等 の 七 % 相 当 額 の 計 算 入 額 の 計 算	当該事業年度の剰余金の額又は利益の額と契約者配当との合計額	8
		受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)	2		同上のうち団体定期保険、再保険及び心身障害者扶養者生命保険に係る金額	9
		損金算入額 (1)-(2)	3		同上の $\frac{50}{100}$ 相当額	10
	株 式 会 社 の 場 合	契約者配当の額	4		剰余金等の7%相当額 $((8)-(10)) \times \frac{7}{100}$	11
		受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)	5		所得金額総計 (別表四「30の①」)	12
		損金算入限度額 (4)-(5)	6		益 金 算 入 額 (11)-(12)	13
		損金算入限度超過額 (4)-(6)	7			

II 協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

事業分量配当の明細		従事分量配当の明細	
分配の基準	分配金額	分配の基準	分配金額
	円		円
	14		17
	15		18
計 (14)+(15)	16	計 (17)+(18)	19

別表九の記載の仕方

1 保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、保険業法に規定する保険会社が当期において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額について、法第60条第1項（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「剰余金基準による益金算入額の計算」は、昭和42年改正法令附則第5条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、協同組合等が、その組合員等の取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量又はその組合員等のその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額について、法第61条第1項（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。